

今を未来に

2021（令和3）年度 連絡表『あゆみ』について

新しい学習指導要領の全面実施にともない、昨年度から市内公立小学校の通知表が『あゆみ』という名称で統一され、評価の観点も一部見直されました。それに伴い、本校の通知表も、表記の仕方等が昨年度から変わったので再度お知らせします。

新しい学習指導要領では、各教科において3観点で評価することになります。3観点とは、①『知識・技能』、②『思考・判断・表現』、③『主体的に学習に取り組む態度』の3つです。

『知識・技能』については、『何を知っているか』（〇〇の性質を理解しているなど）、『何ができるか』（〇〇の実験ができるなど）について評価していきます。これからの『知識・技能』は、いくつかの知識・技能と結び付けて活用するなど、生きて働く力となっているのが大切になります。

『思考・判断・表現』については、学習の中で、課題などを解決するために、知識や技能を活用して考えたり、最適な方法等を判断したり、自分の考えを友達に伝えたりする力を評価しています。

『主体的に学習に取り組む態度』については、これまでの『関心・意欲・態度』の観点のような性格や行動面でのとらえをもとに評価するものではないという考え方に変わっています。ですから、『授業で挙手した回数が多い』、『ノートがきれいに書けた』等で『主体的な学び』、『学びに向かう姿勢』の項目を高く評価するものではなく、『学びの過程で粘り強い取り組み（学習についての具体的な見通しや目標設定）をしたか』、『できるようになるために何をしたか』、『学んだあと、なぜできるようになったか考えたり、学んだことをもとに次の課題を設定したりしているか』などを『主体的な学び・学びに向かう姿勢』として、『主体的に学習に取り組む態度』の観点で評価します。なお、『道徳』については、人と比べるのではなく、授業の中で見られる成長の様子などを記述式で評価します。また、行動の様子は、日々の行動観察などから、各学年で求める姿に対して評価します。

【参考】学習指導要領とは、文部科学省が作成する各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準になるものです。

通知表の3段階評価（◎○△）の意味について

連絡表を付ける時、どの学年も『評価基準』というものを作成しています。『評価基準』には、どんなことで、どこまでできたら◎にする、○にする・・・ということが書かれています。そうした『評価基準』を学年で決めるために、学校の基準はおおむね以下のように決めています。

【1年生】 ○＝できました。おおむね力がつきました。 △＝もう少し力をつける必要があります。

※到達目標のおおむね80%以上達成しているときは○がつきます。

【2年生以上】 ◎＝よくできました。特に優れた力がつきました。

○＝できました。おおむね力がつきました。

△＝もう少し力をつける必要があります。

※到達目標のおおむね90%以上達成しているときに◎がつきます。

おおむね70%達成しているときは○がつきます。ただし、項目や学年によっては、到達目標が多少上下することがあります。テストの点数だけでつけることがないからです。

1 学期個別懇談会の実施について

今年度の1学期個別懇談会は、7月15日（木）から7月19日（月）の3日間を予定しております。（7月19日は、予備日です。）

個別懇談会では、学級担任から1学期の学習面や生活面で力がついてきたことや、頑張ったことをお伝えするとともに、努力や改善が必要な事柄については、どのような指導を行ってきたか、子どもさんがどのように変わってきたか、どうすれば向上していくのかについても保護者のみなさんと懇談する予定です。

連絡表はあくまで現段階の評価であることと、子どもさんのいろいろな面の一部の評価であることを念頭に置いていただくとともに、子どもさんの成長したところや力を発揮したところを褒めてあげてください。

個別懇談会当日の駐車場は、運動場南側の一部（60台程度）となります。安全に十分注意してください。また、平日のため、近隣施設への駐車は絶対にしないでください。極力、徒歩や自転車でのご来校にご協力をお願いします。自転車置き場は、運動場南門を入れて右側です。

『三重県リバウンド阻止重点期間』終了に伴う

今後の教育活動について

今後も、感染拡大の状況に関わらず、マスクの着用や手洗いの励行、咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い『密閉・密集・密接』を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を進めてまいります。

次に、出席簿及び指導要録の記載については、下表のような場合、四日市市教育委員会の指示により引き続き『出席停止』扱いを継続します。

該当する内容	出席簿上の扱い	指導要録上の記載
1. 本人または、同居家族が陽性（検査待ちも含める）、もしくは濃厚接触者となった場合 2. 本人に、発熱等の風邪症状がある場合 3. 本人に症状がないが、家族等に発熱等風邪症状があるため、経過観察として欠席をする場合	出席停止	出停○日（新型コロナウイルス関係○日）

なお、学校通信『今を未来に』（令和3年5月12日・第5号）で『出席停止』とお知らせした、『4. 本人を含む同居家族に発熱等風邪症状がないが、保護者の要望で感染が不安で欠席をする場合』については、『三重県リバウンド阻止重点期間』が解除されたことにより、『出席停止』から『事故欠席』扱いに変更されることになりました。

首都圏では、新型コロナウイルスの変異株（デルタ株）により、感染者が増加し始め、リバウンド傾向が顕著になってきています。この変異株は、感染力が従来株よりも強く、児童にも感染しやすいのが特徴です。そこで、各ご家庭においても、今まで以上に感染症対策と健康管理の徹底をお願いします。特に、児童に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養すること。また、児童の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えるように再度お願いします。ちょっとした、周りへの配慮が感染を防ぐので、ご理解とご協力をお願いします。